

# 嵐山町長選挙

## 8月30日投票

9月8日に任期満了となる嵐山町長選挙が、8月25日告示、8月30日投票の日程で行われます。

候補者の政見を掲載した選挙公報も発行されますので、あなたの貴重な一票の判断材料にしてください。

### 投票できる方は

- ・住所要件  
令和2年5月24日以前から嵐山町内に住んでいて、住民基本台帳に引き続き登録されている方（転入者は令和2年5月24日までに転入届出をした方）。
  - ・年齢要件  
平成14年8月31日までに生まれた方
- ※嵐山町から他の市町村へ転出された場合は、投票できません。

### 投票時間は

7時から20時まで

### 投票日に投票できない方は 期日前投票を

- 投票は、投票日に有権者が投票所へ行き、投票するのが原則です。しかし事情（出張、旅行、病気やけがで入院されるなど）により、投票日に投票所へ行けない見込みの方のために期日前投票制度があります。
- ・期日前投票期間  
8月26日（水）から29日（土）まで
  - ・期日前投票場所  
役場町民ホール  
ふれあい交流センター 103会議室
  - ・期日前投票時間  
8時30分から20時まで

### 長期の出張、 単身赴任中の方は

長期の出張、単身赴任等で、投票日（期日前投票含む）に投票所へ行くことができない方は、滞在先の選挙管理委員会に投票できます。事前に嵐山町選挙管理委員会にお問い合わせください。※郵便での投票になりますので、必ず日程に余裕をもってお問い合わせください。

### 病院などに入院中の方の 不在者投票

入院中の病院または老人ホームなどが、都道府県の指定する不在者投票指定病院、または指定老人ホームであれば、その施設で投票できます。詳しくは入院先の病院や老人ホームにお問い合わせください。

### 新型コロナウイルス 感染予防のために

- ・鉛筆等の筆記用具を持参してください（消せるボールペン、色鉛筆やマジックは不可）。
- ・投票所内の密集を防ぐため、期日前投票の積極的な利用をお願いします。
- ・手洗いやマスク着用のうえ、投票にお越しください。

### 代理投票と点字投票

身体の障害などのため、自分で投票用紙に候補者の氏名を書くことができない方は代理投票ができます。また、目の不自由な方は、点字により投票ができます。いずれの場合も投票所の係員までお申し出ください。

### 無投票の場合

8月25日（火）に防災無線等でお知らせします。

### 問合せ

嵐山町選挙管理委員会（役場総務課内）  
☎ 6212151

### 郵便による不在者投票

身体に重度の障害のある方のために設けられた、在宅で投票できる制度です。身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険の被保険者証をお持ちで、「一定の要件」に該当する方は、郵便による不在者投票をすることができます。また、そのうち特定の障害がある方は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た人に代理記載してもらうことができます。この制度を利用するためには、事前に申請が必要です。お早めにご手続きをしてください。

### 選挙公報

選挙公報は、8月27日（木）に新聞朝刊に折込みで配布します。また、町内の公共施設などにも備えおきますので、ご利用ください。

### 開票

即日開票します。開票は、21時から役場町民ホールで行います。

### 投・開票速報

町ホームページで投・開票速報をお伝えします。第1回目の速報は8月30日（日）9時を予定しています。

### 嵐山町長選挙投票所一覧

投票区名	投票所	投票所の区域
第1投票区	ふれあい交流センター内	菅谷
第2投票区	川島集会所内	川島
第3投票区	志賀二区自治会館内	志賀2区
第4投票区	平沢地区コミュニティセンター内	平沢・遠山・千手堂2区
第5投票区	健康増進センター内	志賀1区・広野・杉山・太郎丸
第6投票区	B&G海洋センター内	千手堂1区・鎌形・大蔵・根岸・将軍沢
第7投票区	北部交流センター内	古里・吉田・越畑・勝田
第8投票区	知識の森嵐山町立図書館内	むさし台

※昨年からの投票所が変更となっております。送付される入場券をよくご確認ください。